

令和 7 年 5 月 2 1 日

監 査 報 告 書

学校法人拓殖大学
理事会 御中

常 任 監 事 松 井 隆 行 

監 事 佐 藤 守 彦 

私たちは、私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 3 7 条第 3 項の規定に基づき、学校法人拓殖大学の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで）の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録並びに理事の業務執行の状況について監査を行い、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事の職務に関する内規、監事監査基準、監事監査計画に基づき作成した監査の方針、業務の分担等に従い、理事会、常務理事会その他重要な会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校において業務及び財産の状況を調査しました。また、監査に当たる公認会計士から監査の報告及び説明を受け、計算書類等につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実は認められません。

以 上